平成２２年（フ）第２９９６号
福岡市博多区空港前３丁目18番２―201号
債務者　奥野　澄子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７２号
福岡市中央区清川１丁目13番３号
債務者　河野　聖司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７４号
福岡県春日市松ヶ丘２丁目88番地パインハイツ23号
債務者　川原　友樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８１号
福岡市南区横手２丁目32番24―201号
債務者　山田　祐介
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２０号
福岡県宗像市池田1812番地12
債務者　カーハウスマインドこと　一宮　光保
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３０号
福岡市中央区港１丁目８番30―601号
債務者　北口　太郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４７号
福岡市城南区宝台団地２番405号
債務者　中村　正夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５７号
福岡市早良区次郎丸４丁目17番37号
債務者　吉岡　厚男
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７４号
福岡市博多区竹下５丁目19番22―213号
債務者　野中　　普
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７５号
福岡市博多区竹下５丁目19番22―213号
債務者　野中　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８５号
福岡市博多区諸岡１丁目15番23号
債務者　後藤　　兼
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８６号
福岡市博多区諸岡１丁目15番23号
債務者　後藤　郁子（旧姓河本・吉竹）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９４号
福岡市博多区光丘町１丁目１番36―301号
債務者　森山　博司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１２号
福岡市東区御島崎１丁目19番104号
債務者　國松美和子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２１号
福岡県大野城市下大利２丁目20番５―505号
ハイ・ストリート浅川Ⅱ
債務者　砂田　大介
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２８号
福岡市博多区金の隈２丁目２番20―201号
債務者　横尾佐栄子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５１号
福岡県春日市平田台４丁目27番地コートクレーセ206号
債務者　椛島ヒトミ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部